

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	計画調整局計画部交通政策課 (06-6208-7842)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	線路及び工事方法書記載事項変更認可（※市内完結路線に限る）
概要	<p>軌道経営者は、軌道法第5条第1項の規定による工事施行の認可を受けた後、線路及び工事方法書の記載事項の変更については、国土交通大臣の認可を受ける必要がありますが、「軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令」（昭和28年政令第257号）第1条第1項及び第2項の規定で定める※市内完結路線については、大阪市長の認可を受けなければなりません。</p> <p>※市内完結路線：軌道を敷設する地が大阪市内ののみの路線[大阪市高速電気軌道（株）四つ橋線、千日前線、堺筋線、ニュートラム] [阪堺電気軌道（株）上町線]</p>
根拠法令等 及び条項	<p>軌道法第5条第1項、第25条第1項、第33条 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令 第1条第1項及び第2項</p>
審査基準	<p>線路及び工事方法書記載事項変更認可を行うにあたり、「軌道建設規程」の次の規定等に適合している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条 軌間は762mm、1067mm、1435mm ・第8条 併用軌道は道路の中央に敷設。道路種別により車体外有効幅員を規定 ・第10条 軌道中心間隔は、車両の最大幅員+400mm以上。車両と中央柱その他の工作物との間隔は230mm以上 ・第11条 併用軌道は軌条間及びその左右610mmは道路面と同一構造かつ高低差なし ・第12条 中央柱式による電車柱には点灯設備を有すること ・第13条 併用軌道には排水設備を設けること ・第15条 曲線半径は11m以上 ・第16条 本線路の勾配は40‰（特殊な箇所は67‰）以下。停留場では10‰以下 ・第16条の2 新設軌道の軌道中心から施工基面縁端までの距離は1.83m以上（軌間1067mm、1435mmの場合） ・第17条 道床厚は100mm以上（軌間1067mm、1435mmの場合） ・第18条の2 乗降場の幅は両側使用2m以上、片側使用1.5m以上 ・第33条 鉄道に関する技術上の基準を定める省令の準用 <p>上記のほか、「軌道運転規則」等の規定に適合している必要があります。</p>
標準処理期間	120日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部交通政策課（06-6208-7842）
提出時期	隨時
提出方法	線路及び工事方法書記載事項変更認可申請書、添付書類を計画調整局計画部交通政策課にご提出ください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部交通政策課（06-6208-7842）
ホームページ	
備考	